

## ○対象となる事業所・施設○

1 基本的には全事業所が調査対象となり、サービスごと・事業所ごとに実施します。

ただし、介護サービスの対価として支払いを受けた金額が1年間で100万円以下の事業所（サービス）は対象外とされています。

2 対象となるサービスは、①有識者による研究会がサービスごとの公表項目等を検討、②モデル調査 などを経て、準備が整ったものから導入されていきます。

(1) 平成18年度から対象

- ①訪問介護
- ②訪問入浴介護
- ③訪問看護
- ④通所介護
- ⑤特定施設入居者生活介護
- ⑥福祉用具貸与
- ⑦居宅介護支援
- ⑧介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ⑨介護老人保健施設

(2) 平成19年度から対象

- ①訪問リハビリテーション
- ②通所リハビリテーション
- ③介護療養型医療施設

3 上記以外のサービスについては、平成20年度以降、準備が整ったサービスから、順次導入されます。